

(健I1)  
平成30年4月2日

都道府県医師会  
産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松本吉郎

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に関する「企業・医療機関連携マニュアル」及び「難病に関する留意事項」の作成について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より、標記の件に関して、周知についての協力依頼がまいりました。

厚生労働省では、標記ガイドラインの参考資料として、ガイドライン掲載の様式例の作成のポイント及び具体的な事例を通じた様式例の記載方法について「企業・医療機関連携マニュアル」（別添1）と難病の治療の特徴を踏まえた対応等について、「難病に関する留意事項」（別添2）を新たに作成しました。

本件の趣旨をご理解の上、貴会関係郡市区医師会等に対する周知方につきまして貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。

ガイドライン関係資料は、厚生労働省ホームページ上でも公表されておりますことを申し添えます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



基安労発0326第2号  
平成30年3月26日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課長

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に関する「企業・医療機関連携マニュアル」及び「難病に関する留意事項」の作成について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

治療と仕事の両立支援対策については、平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」に基づき、事業者の医療機関と連携した取組の推進を図っているところです。

今般、ガイドラインの参考資料として、ガイドライン掲載の様式例の作成のポイント及び具体的な事例を通じた様式例の記載方法について「企業・医療機関連携マニュアル」（別添1）を、また、難病の治療の特徴を踏まえた対応等について「難病に関する留意事項」（別添2）を新たに作成したところです。

治療と職業生活の両立支援を進めるに当たっては、労働者、事業者、医療機関等の関係者の連携が非常に重要だと考えており、貴会におかれましては、企業・医療機関連携マニュアル及び疾患別の留意事項の内容を御了知いただくとともに、貴会会員等に対する周知等に御協力いただきますよう特段の御配慮をよろしくお願いいたします。